

未来の「備え」を強化する —小規模企業共済、iDeCo、倒産防止共済の魅力—

中小企業や個人事業主にとって経済的安定とリスク管理は重要な課題です。この記事では、将来の安心を確保するための手段として小規模企業共済、iDeCo（個人型確定拠出年金）、倒産防止共済の特徴とそれぞれのメリットと注意点を解説します。

【参考・出典】中小機構（独立行政法人中小企業基盤整備機構）
iDeCo公式サイト（国民年金基金連合会）、厚生労働省、国税庁

小規模企業共済・iDeCo、倒産防止共済って？自分に合った制度を活用しましょう

制度	目的	運営元	おすすめポイント
① 小規模企業共済	小規模企業の経営者や役員、個人事業主のための積み立てによる退職金制度。	(独)中小企業基盤整備機構	<ul style="list-style-type: none"> ・月々の掛金を全額所得控除できるため、節税効果有り。 ・受取時は、一括受け取りの場合は退職所得扱いに、分割受け取りの場合は公的年金等の雑所得扱いになるため、受給時も税制メリットがある。
② iDeCo (個人型確定拠出年金)	公的年金(国民年金・厚生年金)とは別に給付を受けられる私的年金制度の一つ。	国民年金基金連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・掛金は全額所得控除されるため節税効果有り。運用益が出た場合も非課税。 ・受取時は、年金として受給すれば公的年金等控除、一時金として受給すれば退職所得控除が適用される。
③ 倒産防止共済	取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度。	(独)中小企業基盤整備機構	<ul style="list-style-type: none"> ・無担保・無保証人で、掛金の10倍まで借入れ可能。 ・掛金を損金、または必要経費に算入できる。 ・解約時は、解約手当金が受けとることができる。

① 小規模企業共済
・経営者のための退職金制度
〔当所でもお申し込み可能です〕

◆加入対象者

加入対象者は以下にあてはまる小規模企業の経営者・役員、個人事業主です。小規模企業の要件は以下の通りです。

- ① 建設業、製造業、運輸業、サービス業(宿泊業・娯楽業に限る)、不動産業、農業などを営む場合は、常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主または会社の役員
- ② 商業(卸売業・小売業)、サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)を営む場合は、常時使用する従業員の数が5人以下の個人事業主または会社の役員
- ③ 事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員
- ④ 常時使用する従業員の数が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
- ⑤ 常時使用する従業員の数が5人

◆ iDeCoと小規模企業共済は併用できます！

小規模企業の経営者や役員、個人事業主の場合、iDeCoと小規模企業共済は併用可能です。併用することで、さらに高い節税効果が期待できます。

小規模企業共済は、廃業した場合などであれば、60歳になる前でも共済金を受け取れるため安心感があります。もしものときは、貸付制度を利用することもiDeCoにはない特徴です。

一方、iDeCoは原則として60歳になるまで引き出せないため、無理のない金額で設定するのがポイントです。iDeCoの場合はご自身で運用するため、元本割れするリスクはあるものの、資産を大きく増やせる可能性もあります。併用することで、リスクのある資産と安全な資産を組合わせてバランス良く将来に備えることができます。



以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員
⑥ ①と②に該当する個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者(個人事業主1人につき2人まで)

◆加入のメリット

1番の魅力は、P2のおすすめポイントの通り、確定申告の際に、掛金全額を課税対象所得から控除できることです。また、月々の掛金は1,000円〜70,000円まで500円単位で自由に設定が可能です。加入後も増額・減額が自由に設定できます。加えて、契約者もしもの時に掛金の範囲内で貸付制度を利用できます。

◆注意点

小規模企業共済を納付月数12か月未満で任意解約した場合、解約手当金は出ないため掛け捨てになります。また納付月数240か月(20年)未満で任意解約した場合、解約手当金が掛金合計額を下回ります。但し、減額も可能なので、掛金が負担になった場合は最低掛金の1,000円に減額すれば継続しやすいため、任意解約を避けられます。

② iDeCo (個人型確定拠出年金)
・自分で育てる年金制度
〔当所でもお申し込み出来ます〕

◆加入対象者

図1をご参考ください。

◆加入のメリット

原則として60歳まで途中解約できないため、貯蓄が苦手な方でも資産を貯めやすいです。また小規模企業共済と同様に、掛金は全額所得控除されるため、節税効果が期待されます。通常は金融商品を運用して運用益が出ると課税されますが、iDeCoの場合は運用益が出て非課税になります。

◆注意点

老齢給付金の受け取りを開始できるのは60歳からです。原則として途中解約できないため、資金が必要になったとき、自由に引き出せないことが一番の注意点といえます。また、iDeCoは手数料がかかることにも注意が必要です。金融機関によって金額は異なりますが、口座開設時の手数料、毎月収納手数料、事務委託手数料、運営管理機関手数料等がかかります。

図1 iDeCoの加入対象者

加入区分	国民年金第1号被保険者	国民年金第2号被保険者	国民年金第3号被保険者	国民年金の任意加入被保険者
加入対象となる方	20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生など	厚生年金の被保険者(会社員、公務員等) ※…65歳以上の厚生年金被保険者で加入期間が120月以上ある方(老齢年金の受給権を有する方)は国民年金の第2号被保険者とはなりません。	厚生年金の被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	国民年金に任意で加入した方
加入対象外とならない方	農業者年金の被保険者	国民年金の保険料納付を免除(一部免除を含む)されている方(ただし、障害基礎年金を受給されている方は加入できません)	お勤め先で加入している企業型確定拠出年金の事業主掛金が拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない方	マッチング拠出(加入者も掛金を任意で拠出)を導入している企業型確定拠出年金(企業型DC)の加入者の方で、企業型DCでのマッチング拠出を選択した方